

# 虐待防止研修



- 虐待防止について「知る」
- 虐待防止に「とりくむ」
- 虐待防止の「体制をつくる」



虐待研修（ひかり）R2.5.21

虐待研修（ひかり） 「知る」編 「とりくむ」編 「体制をつくる」編

R2.5.21  
合同会社サクスシェア 田中 聡

1	研修プレゼン 【九州発達障がい支援協会：田中】	1
2	虐待防止チェックリスト 【ハッピーテラス】	2 (11P)
3	虐待防止研修資料 【全国手をつなぐ育成会】	3
4	ストレスチェック 【厚生労働省】	4
5	身体拘束廃止未実施減算 【カイボク】	5
6	報連相レベル表 【日本報連相センター】	6
7	強度行動障がいリーフレット 【厚生労働省】	7
8	事業所課題整理表 【佐賀県鳥栖市事業所】	8

放課後等デイサービスひかり R2.5.21

右のQRコードから  
左のページの表示を  
お願いします。



合同会社サクスシェア  
相談支援専門員 田中 聡



# 法律による取り扱い



障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会生活において障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のため、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。



## 定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

虐待をしているという自覚、虐待されているという自覚は問わない

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。

- ① 身体的虐待 〔障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること〕
- ② 放棄・放置 〔障害者を衰弱させるような著しい悪寒又は長時間の放置等による①②③の行為と同様の行為の放置等〕
- ③ 心理的虐待 〔障害者に対する著しい悪言又は著しく抱恨的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと〕
- ④ 性的虐待 〔障害者に対しわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること〕
- ⑤ 経済的虐待 〔障害者から不当に財産上の利益を得ること〕

## 虐待とは？

虐待や事故は起きるもの！  
万が一起きてしまったら！



- ・ 予防はしていましたか？
- ・ 起きてしまった後、  
どのような対応をしましたか？

これができていないと重い処罰！  
場合によっては事業取り消し！

## 法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

### ケース1

### 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者を逮捕**した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅捜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく**「事故」**として**処理**していた。

### ケース2

### 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で**15人の職員**が死亡した少年を含む**入所者23人**に虐待していたことが判明した。



# 法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

## ケース3

### 障害者を無報酬で働かせる

障害者支援施設の利用者に違法に関連施設の建設工事に従事させ、賃金を支払わなかったとして、障害者総合支援法に基づき、介護給付費減額の行政処分にしたと発表した。リハビリや作業療法と称し、利用者計17人に、関連施設の建設工事や、施設管理者の自宅の清掃を無報酬でさせた。工事は障害者総合支援法や県条例が禁じる「過重な負担」に、無報酬だった点は同法の「経済的虐待による人格尊重義務違反」に当たると判断した。法人側は「入所者支援の一環で、賃金を払う必要はないと思った」との趣旨の説明をしているという。県民から不適切な運営に関する情報提供が県にあり、利用者に聞き取り調査をして発覚した。

## ケース4

### 入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ、外に出られないようにされていたと発表した。

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、虐待にあたりと判断した。県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、施錠された部屋の状況までは確認をしていなかったと説明した。



# 虐待とは？





区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる</li><li>・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)</li></ul>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・性行 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする</li><li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する</li></ul>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視する</li></ul>
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない</li><li>・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li></ul>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。</li></ul>



## 虐待とは？



**虐待は当事者意識に関係なし！**

- ・ 親が虐待と言えば虐待になる
- ・ 見ていた一般の人が虐待と言えば虐待になる

※ **つまり、通報者の意識が最優先される  
通報されたら、即アウト！**

# 通報義務

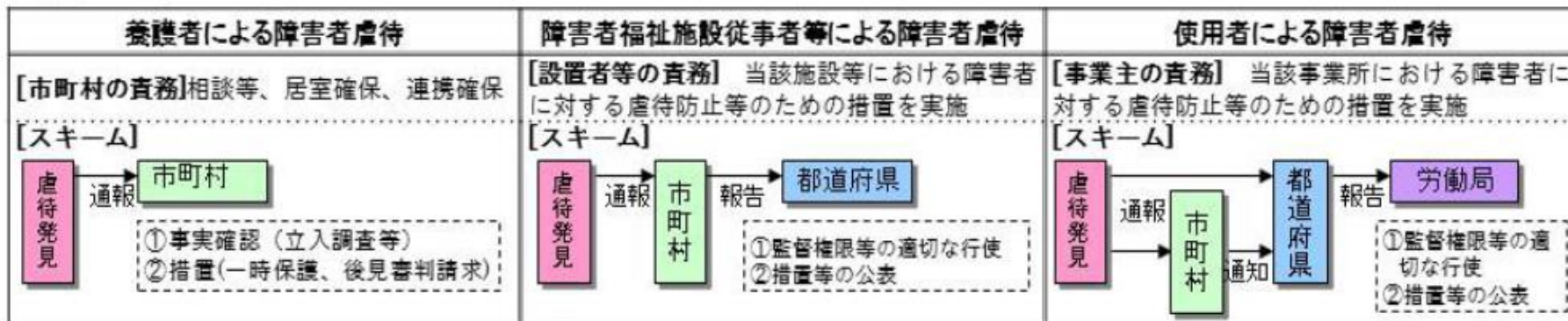


法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。

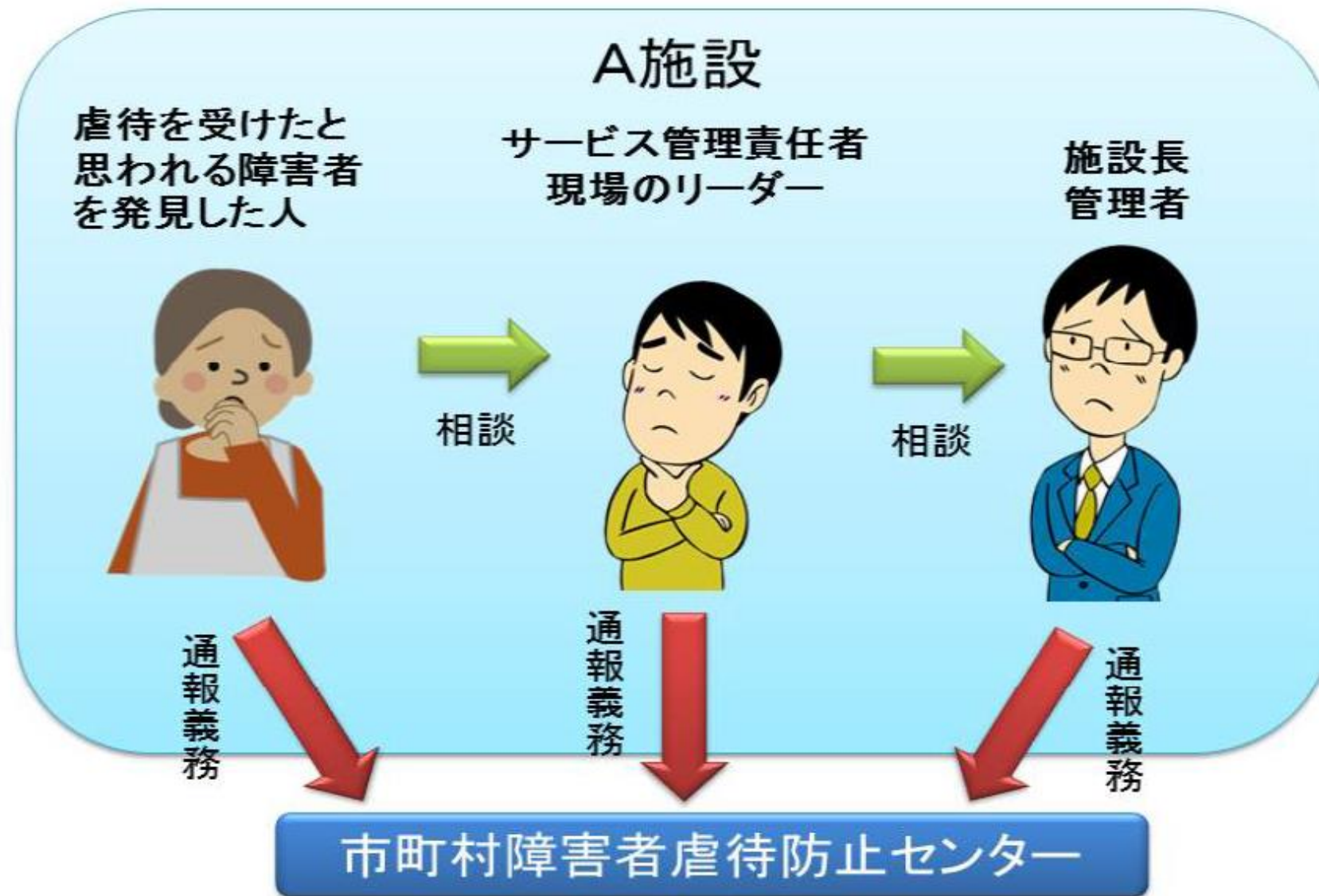
### 虐待防止の対応

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者の速やかな通報義務。  
(虐待の疑いの段階で通報義務がある)
- 3 障害者虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める(図-1)。
- 4 障害者福祉施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける。

(図-1)



施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。



# 身体拘束



# 虐待を防止するには？

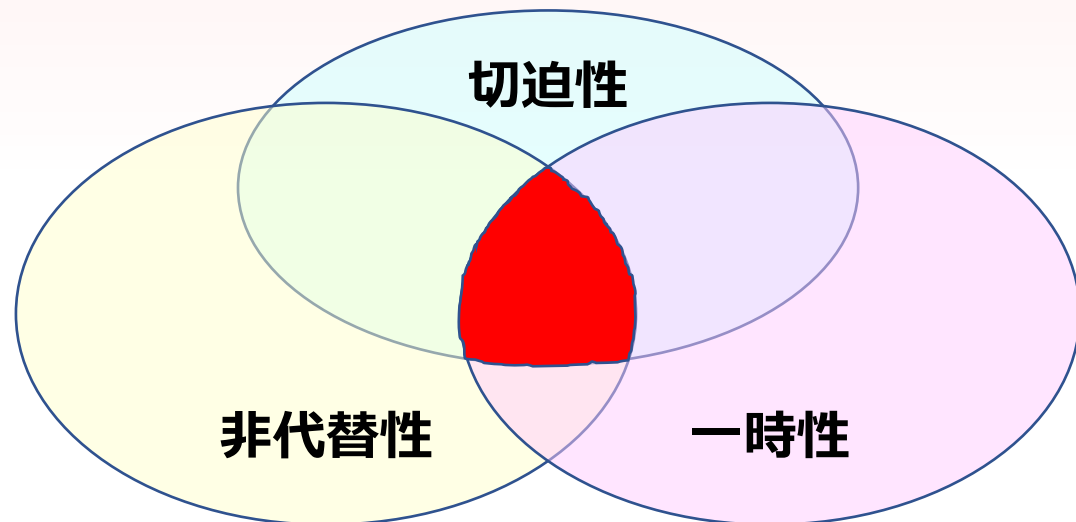
## 【身体拘束：3要件】



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の第二十八条（身体拘束等の禁止）

『1.量要介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為**（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。』

『2.療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。』



**支援者の力量の差によってリスク率が変わるのが『非代替性』**  
**他の方法の技術の引き出し**



### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

管理者、児童発達支援管理責任者、虐待防止に関する責任者等、支援方針について権限をもつ職員が出席していることが重要。また、会議によって、身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標の時期等を決定。

→「繰り返すことは許されない」という意識を。

### ② 本人と家族への十分な説明

利用児童本人や家族に十分説明をし、了解を得ることが必要。

### ③ 必要な事項の記録

必要な記録が為されていない場合は、運営基準違反に問われる場合がある。